

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年3月まで
昭和56年当時、経済的に苦しかったので、夫が役場に保険料の納付について相談に行ったところ、国民年金保険料の免除制度があると言われたので、夫婦二人分の保険料免除の手続をした。
その後、免除期間については、夫が夫婦二人分の保険料を追納した。
しかし、社会保険庁の年金記録には、夫の分だけ納付済みとされ、私の分が免除期間のままとなっている。
申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を追納したとする申立人の夫は、国民年金加入期間について、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と比較的短期間である上、旧A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦の申立期間前後の期間において、3回ずつ過年度納付により納付された記録が見られるが、いずれについても夫婦同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は平成2年8月30日に追納されていることが確認できることから、申立人の申立期間のみが追納されていないのは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年1月から同年3月まで
②昭和46年10月から47年3月まで
③昭和48年7月から50年3月まで

私は、昭和45年1月にA省を退官後、B区役所で国民健康保険の加入手続を行った時に、国民年金に加入する義務があると言われたので、国民年金の加入手続も併せて行った。その後も、転居した際には、国民年金の住所変更の手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和49年3月までは、昼間は働きながら大学の夜間部に通学していたが、国民年金保険料を納付することができない経済状況ではなかった。

大学を卒業した昭和49年3月ごろにC市の実家に戻り、市役所で転入手続を行うとともに、国民健康保険と国民年金についても手続を行った。同年4月からは、県立高校の非常勤講師をしていたが、健康保険、厚生年金保険には加入していなかったため、同年4月ごろに、1万円前後の国民年金保険料を前納したと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と比較的短期間である上、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みであり、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納とされていることは不自然で

ある。

また、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされている当該期間直前の昭和47年4月から48年6月までの期間については、特殊台帳では納付記録が確認できず、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人は、異動の都度、国民年金の住所変更の手続を行っていたと主張しているとおおり、旧D町（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿によると、昭和50年4月から旧D町にある県立高校に教員として赴任した際も、国民年金手帳を持参の上、住所変更手続を行い、同年4月18日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の主張に不自然な点は見当たらない上、申立人がC市に転入した後の49年4月から50年3月までの期間に係る国民年金保険料を前納したとする金額は、その期間に係る国民年金保険料額（昭和49年4月時点で前納することが可能であった同年4月から同年12月までの期間については前納し、50年1月から同年3月までの期間については通常の方法で納付した場合の国民年金保険料の合計額）と、おおむね一致している。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身も、「国民年金の加入手続後、しばらくの間は保険料を納付した記憶は無い。」としており、当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年5月から44年5月まで
②昭和45年3月

私は、自分の国民年金の記録を確認したところ、申立期間が未納になっていた。国民年金保険料を納付したA市役所B支所に問い合わせたが、40年前のことで分からないとの回答を受けた。

申立期間①の国民年金保険料については、納付金額は覚えていないが、未納であると聞き、B支所でまとめて納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、婦人会で納付した。

納付記録が無いのは、B支所の事務処理に誤りがあったのではないかと思うので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和45年3月2日に国民年金に任意加入していることが確認でき、最初の1か月のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人

が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私は、A県の紡績工場を退職した昭和58年3月に、実家があるB市に戻り、同年4月からC市内の歯科医院に勤務したが、その事業所には厚生年金保険が無かったため、父親に勧められ、国民年金に加入した。母親に加入手続をしてもらい、未納であった1年分の保険料を一括納付してもらうために、母親にお金を渡した。母親に渡した金額は、7万円から10万円までの間の金額であった。

申立期間について、国民年金保険料を納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された59年12月から63年3月までの期間については、定額保険料と併せて付加保険料を納付している上、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の父親及び申立人に係る国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親も、国民年金加入期間については、未納期間はないことから、申立人家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、当該期間は12か月と比較的短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を一括納付してもらうために、自分の給与の中から母親に渡したとする金額は、当該期間の国民年金保険料額とおおむね符

合している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月については、社会保険庁の記録から、61 年 1 月 29 日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が 58 年 4 月 1 日から同年 3 月 29 日（直前の厚生年金保険加入期間における被保険者資格喪失日）に訂正されていることから、その時点までは、58 年 3 月は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。
- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から46年5月まで
②昭和48年1月から同年3月まで

私は、申立期間①については、厚生年金保険に加入していたが、A市役所に勤めていた父親からの強い勧めで、国民年金制度発足時から国民年金に任意加入し、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、納付書で納付している。

申立期間①及び②について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間である上、社会保険庁の特殊台帳から、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料が現年度納付されていることが確認でき、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、122か月と長期間である上、社会保険庁の記録上、当該期間のうち、昭和36年4月から40年1月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、40年2月から46年5月までの期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和46年6月17日であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている。

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、43年5月から51年9月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する41年2月から43年4月までの期間並びに51年10月及び同年11月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から51年11月まで

ねんきん特別便が届き、昭和43年5月から51年9月まで国民年金の加入記録が無いことを知ったので、A市B総合支所へ確認のため出向いた。B総合支所では、申立期間の国民年金保険料は、毎月納付していた記録があったが、社会保険事務所によると、その期間は厚生年金保険加入期間と重複しているため還付しているとのことであった。

しかし、厚生年金保険加入期間と重複しているのは、昭和41年2月から43年4月までの期間と51年10月及び同年11月の期間のみであるし、その期間の国民年金保険料は還付されていないので、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

旧B町（現在は、A市）の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者別保険料納付名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録上、申立期間の国民年金保険料が還付されたことを確認できる記録も無い上、申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から51年9月までの期間については、国民年金の強制加入対象期間であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続によ

り還付手続が行われたこと等が認められる。

さらに、旧B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和58年11月ごろに、申立期間に係る国民年金保険料について、旧B町の国民年金担当者に問い合わせを行った記録があり、その当時から、申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないことを主張していたことが確認できる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和41年2月から43年4月までの期間並びに51年10月及び同年11月の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月

私は、夫が地方公務員であったため、国民年金制度発足時である昭和 35 年 10 月の時点では、国民年金に加入していなかったが、36 年当時に入居していた県営アパートの管理人の奥さんから勧められて、同年 4 月に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、私か夫が納付組合の集金人に納めていると思う。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 36 年度の検認台紙欄には、当初、「~~済~~12」と記載されていたものが「~~済~~11」と訂正された形跡が認められる上、申立期間直前の昭和 36 年 6 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を 37 年 4 月 30 日に一括納付したことが確認できるが、その時に申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくく、申立期間の国民年金保険料も一緒に納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、昭和 37 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から48年3月まで

申立期間のうち、婚姻するまでの期間（昭和40年1月から45年3月までの期間）は、私の両親が、自分たちの分と一緒に当時同居していた家族の保険料を納付組織の集金人に納付してくれていた。

申立期間のうち、婚姻後の期間（昭和45年4月から48年3月までの期間）は、夫の両親が、自分たちの分と一緒に私たち夫婦の保険料を集金人に納付してくれていたはずであるのに、免除期間となっているが、免除制度の存在も知らなければ、免除の申請手続きを行ったこともない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年11月16日に当時同居していた申立人の兄二人と連番で払い出されており、当該期間に申立人と同居していた申立人の両親及び兄二人の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できることから、申立人の当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの期間を除く期間については、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親又は申立人の夫の両親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立

人の当該期間のうち40年1月から41年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の当該期間のうち45年4月から48年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の父親（申立人の夫の母親は既に死亡）は申立人のその期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、当該期間のうち、40年1月から41年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の兄二人も未納とされており、ほかにその期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間のうち、45年4月から48年3月までの期間については、社会保険庁の記録上、国民年金保険料の免除期間とされており、ほかにその期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和27年3月1日に訂正するとともに、同社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和28年11月6日）及び資格取得日（昭和29年4月20日）を取り消し、27年3月の標準報酬月額を7,000円とし、28年11月から29年3月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められるとともに、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和27年3月1日から同年4月1日まで
②昭和28年11月6日から29年4月20日まで

厚生年金保険の期間照会を社会保険事務所に対して行ったところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和25年11月にA社（昭和40年10月にC社と合併し、現在は、C社）に入社し、その後、27年3月に同社B事業所に、32年11月に同社D支社に異動するなど、平成6年12月に退職するまで同社に継続して勤務しているため、被保険者期間に空白があることは考えられない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁が保管しているA社並びに同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社において昭和25年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月1日に被保険者資格を喪失後、同社B事業所において同年4月1日に被保険者資格を取得し、28年11月6日に被保険者資格を喪失後、29年4月20日に再度被保険者

資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共に働き、同様に正社員であった複数の同僚は、申立人が申立期間①においては、昭和27年3月にA社から同社B事業所へ異動し継続して勤務していたこと、申立期間②においては、同社B事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務内容に変更は無かったことを証言しているところ、当該複数の同僚は、いずれも当該期間において厚生年金保険の記録が継続している上、同社と合併したC社が所有している履歴書、社員票及び社報により、申立人は昭和36年4月1日に満10年の永年勤続表彰を受賞していることが確認できることなどから、申立期間も含めて同社に継続して勤務していたことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、昭和27年3月の標準報酬月額については、同年4月の社会保険事務所の記録から、7,000円、28年11月から29年3月までの標準報酬月額については、28年10月及び29年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ないが、申立期間②については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年11月から29年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から39年12月まで
②昭和41年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が発足した当初から、制度上の加入義務があるため、夫が夫婦二人の加入手続をしたが、その当時は、経済的に困窮していたので、最初の1年間は、保険料の免除を申請した。翌年の昭和37年4月以降については、滞りなく国民年金保険料は納めていると思う。申立期間当時は、夫が自治会の集金人に納付していた。

以上の記憶は歴然とした事実であるので、申立期間①が未納期間とされていること、及び申立期間②が免除期間とされていることは間違いであり、当該期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月6日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金制度の発足当初に国民年金に加入し、最初

の1年間は免除を申請したと主張しているが、社会保険庁の記録上、昭和41年4月から42年3月までの期間が免除期間とされていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された41年5月ごろに、申立人の夫が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、昭和41年度の国民年金保険料の免除を申請したと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 被保険者の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から39年12月まで
②昭和41年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が発足した当初から、制度上の加入義務があるため、夫が夫婦二人の国民年金加入手続をしたが、その当時は、経済的に困窮していたので、最初の1年間は、保険料の免除を申請した。翌年の昭和37年4月以降については、滞りなく国民年金保険料は納めているはずである。申立期間当時は、夫が自治会の集金人に納付していた。

以上の記憶は歴然とした事実であるので、申立期間①が未納期間とされていること、及び申立期間②が免除期間とされていることは間違いであり、当該期間を納付済期間に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月6日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、国民年金制度の発足当初に国民年金に加入し、

最初の1年間は免除を申請したと主張しているが、社会保険庁の記録上、昭和41年4月から42年3月までの期間が免除期間とされていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された41年5月ごろに、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、昭和41年度の国民年金保険料の免除を申請したと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から62年9月まで
昭和63年か平成元年ごろに、自営業の夫が、事業見直しを機会に、私に未納期間があれば未納分の保険料を納付しようと思ひ、社会保険事務所に出向き、調べてもらった。その際に、夫が納付書を数枚もらって来て、何回かに分けて納付した。私は、0歳と1歳の二人の子供の育児をしており、すべて夫に任せていた。夫も、どこで納付したのかははっきり覚えていないが、夫が「この一枚で最後だ。」と言って、納めてくれたことを覚えており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、第2子（平成元年12月出生）が0歳の時、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張している上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付されていることが確認できることから、申立人の夫は、平成元年12月又は2年1月に、その時点で、過年度納付が可能であった申立人の申立期間直後の期間に係る国民年金保険料を納付したものの、申立期間については時効により納付できなかったものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間は、一時的に会社を退職し、学生となっていた期間であるが、国民健康保険を利用して病院に通院していたことを覚えている。

申立期間後に、元の会社に再就職したが、その後、自己都合で退職し、その直後の期間については、国民年金保険料を納付しており、申立期間を除き、未納期間は無い。

申立期間当時の住所がA市か学校のあったB市であったかは覚えていないが、申立期間において国民健康保険料のみを納付し、国民年金保険料を納付していない理由も見当たらない。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和62年5月ごろと推認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から48年3月まで

私の昭和39年7月から48年3月までの国民年金保険料は、両親が自分たちの分と一緒に納付組織に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入時期及び保険料の納付時期等に関する申立人の父親の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和48年8月17日であり、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年4月から50年3月まで
②昭和51年1月から同年3月まで
③昭和53年1月から同年3月まで
④昭和55年1月から同年3月まで
⑤昭和57年1月から同年3月まで
⑥昭和57年10月から同年12月まで

私は、結婚するまでは両親と同居し、両親が経営する洋服店の手伝いをしてきた。家計を含め一切の金銭管理は母親が行っていて、給与などはもらっておらず、生活の面倒を見てもらっていた。

昭和48年に国民年金に加入したことは間違いないが、何月に手続きをしたのかまでは、はっきりと覚えていない。

両親と同居していた申立期間①から⑤までの国民年金保険料は、私が、母親が振り出した小切手で、店の取引先の銀行で税金等と一緒に納付していたが、当時の領収書等は、両親が処分しており、今は残っていない。

申立期間⑥の国民年金保険料は、昭和57年10月の結婚後、市役所に勤める夫の給与から控除され、納付されていたはずである。

申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は6回にも及ぶ上、近接した期間であり、これだけの回数
の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立期間①については、申立人は、申立人の両親が両親の分と
一緒に申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたかも知れないと主
張しているが、その当時集金をしていた女性は、申立人の両親の保険料を
集金したことは覚えているものの、申立人の分を集金したことは覚えてい
ないとしている。

加えて、申立期間⑥については、申立人は、申立人の夫の給与から申立
人の国民年金保険料が控除され、納付していたと主張しており、申立人が
提出した申立人の夫の「給料等支給明細書兼領収書（昭和58年10月分、
59年7月分及び同年8月分、60年6月分、同年9月分、同年12月分、61
年3月分）」からは、その当時の1か月分の国民年金保険料（付加保険料
を含む。）が控除されていることが確認できるものの、申立人の夫が勤務
しているA市は、申立期間⑥の「給料等支給明細書兼領収書」は保存期限
を経過しているため現存せず、詳細は不明としている上、申立人の婚姻日
（昭和57年10月29日）の時点では、申立人の夫の同年10月分の給与か
らは第3期の初めの月である同年10月分の保険料を控除することができ
ず、申立人の主張を裏付けるものとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 39 年 8 月までの期間及び 40 年 8 月から 41 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 10 月から 39 年 8 月まで
②昭和 40 年 8 月から 41 年 8 月まで

私は、昭和 40 年 9 月に結婚後、婦人会に入り、41 年 9 月ごろに、国民年金の加入手続をしたと思う。その時、20 歳になった 36 年 10 月からの加入としたはずなのに、社会保険事務所に照会したところ、41 年 9 月からの加入となっており、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できないとの回答があった。

しかし、私は、間違いなく昭和 42 年ごろと、46 年か 47 年ごろに、申立期間の国民年金保険料を、それぞれ、一括納付した記憶がある。

私たち夫婦が、夫の両親の家から引っ越した昭和 42 年ごろは、集落の納税組合の発起人に 5,000 円くらい渡し、次の日に、その人からお釣りと領収書もらった。

昭和 46 年か 47 年ごろは、旧 A 町（現在は、B 町）役場から国民年金保険料の一括納付案内の通知が届いたので、私が役場に行って、役場の窓口で 1 万円くらいを納付し、領収書もらった。

当時の領収書等は捨ててしまい、手元に残っていないが、国民年金に加入後、2 回にわたり国民年金保険料を一括納付したことは間違いなく、社会保険庁の納付記録に納得できない。

申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、社会保険庁の記録上、申立期間

は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 42 年ごろに 5,000 円ぐらいを、46 年か 47 年ごろに 1 万円ぐらいを一括納付したと主張しているが、申立期間②に係る国民年金保険料額は、申立人が納付したとする金額とは相違している上、第 1 回目の特例納付により申立期間①又は申立期間①及び②について納付した場合の国民年金保険料額は、申立人が納付したとする金額とも相違している。

さらに、申立期間②のうち、昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間及び 41 年 5 月から同年 8 月までの期間については、国民年金の強制加入対象期間ではないことから、当該期間の国民年金保険料を特例納付により納付することはできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで
②昭和 42 年 2 月から 43 年 1 月まで
③昭和 45 年 10 月から 50 年 12 月まで

平成 19 年 8 月 2 日に、厚生年金保険の期間照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、申立期間については、いずれも厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答をもらった。当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間①において、A社に入社後すぐに、建設機械のオペレーター等としてB国に派遣されていたこと、申立期間②において、C専門学校に教員（技術指導員）として採用されていたこと、及び申立期間③において、昭和 45 年ごろに私が設立したD社について、厚生年金保険に係る新規適用手続を行ったことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の厚生年金保険被保険者期間が確認できる者で、その当時、当該事業所からB国の現場に派遣されていた複数の者の証言から、当該期間当時、申立人がB国の現場で就労していたことは推認できるものの、いずれの証言者も、「その当時、申立人を含め3人か4人の者がE地方から派遣されて来たが、当該事業所のF出張所から出向してきた1人以外は、本社採用の正社員ではなく、F出張所の下請から派遣された者であったと思う。」としており、当該期間において、申立人は当該事業所に係る正社員ではなかった可能性も否定できない上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は所在不明である上、申立人が面接を受けたとする当該事業所のF出張所長も既に死亡し、申立人が一緒にE地方からB国へ行ったとしている当時の同僚も死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立人が勤務していたとするC専門学校（現在は、G専門学校）は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該事業所は、「現在、教員免許を取得して採用された者については私学共済の対象となるが、それ以外の非常勤講師として採用された者については、厚生年金保険を含め社会保険の加入手続は行っていない。その当時の状況は、資料が残っていないので分からないが、現在と変わらないと思う。」としているほか、当時の校長及び同僚教員は死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③については、商業登記簿から、申立人自身がD社の事業主であることが確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間③において、社会保険庁の記録上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、昭和51年1月1日にD社として厚生年金保険の適用を新規に受けていることが確認できる上、当該期間当時、申立人が申立人と一緒に社会保険事務所で厚生年金保険の新規適用手続を行ったとしている社会保険労務士は既に死亡し、当該社会保険労務士の事務所は、「当時の資料は既に廃棄しており、その当時、当該事業所に係る厚生年金保険の事務手続を行ったかどうかは不明である。」としており、当時の従業員も、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同年1月1日以降に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当該期間当時に厚生年金保険の事務手続を行ったことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当時、当該事業所の代表取締役であり、厚生年金保険に関する事務手続について、知り得る立場にあったと考えるのが自然であり、それを反証する周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年11月1日から32年8月25日まで
②昭和32年9月1日から36年3月1日まで
③昭和36年3月1日から同年4月1日まで

申立期間①及び②については、社会保険事務所に照会した結果、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けたが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②当時、A社に勤務しており、結婚及び妊娠を機に退職を予定していたが、後任が赴任するまで勤務してほしいと病院から要請され、昭和36年3月31日まで勤務し、同年4月3日に長女を出産したことは間違いないので、B社の被保険者資格喪失日を同年3月1日から同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③において、申立人は、事業所の要請を受け、長女を出産する直前まで勤務していたと主張しているが、A社（現在は、B社）は、当該期間も継続して勤務していたかどうかは不明としている上、当該期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日（昭和36年3月1日）はオンライン記録

と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所が保管している申立人の退職願、退職に関する決裁文書及び退職手当金支給調書により、申立人の退職日が昭和36年2月28日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（控）においても、申立人が同年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 社会保険庁が保管している申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年7月25日に支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人の氏名が記載されている被保険者名簿の頁及びその前後の頁に「脱」の表示が記されている5人のうち事情を聴取できた1人は、「退職予定者に対して、会計担当者が、脱退手当金の説明をしていた。自分も退職時に説明を受け、事業所が代理請求してくれた。」と証言している上、申立人の前任者も、「退職前に、会計担当者から脱退手当金をもらうようにと言われ、事業所に代理請求をお願いして、脱退手当金を受給した。」と証言しており、当該事業所が脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 2 月まで

私は、申立期間において、A社で勤務していたが、社会保険事務所に照会した結果、申立期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答をもらった。

当該事業所での仕事の内容は、瓦の運搬、屋根を葺く手伝い、運転手の助手、工場の雑役等で、朝8時から夕方5時までの勤務であった。

その当時、厚生年金保険に加入していたことを証明できるものは何も残っていないが、当時、給与から社会保険料が控除され、当該事業所から定期券程度の大きさの証書のようなものをもらったと記憶しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは、当時の同僚等の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、昭和30年11月17日に被保険者資格を取得した者を最後に、当該事業所で被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び経理担当者についても死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立人と同時期に当該事業所に入社した同僚を覚えているが、申立人と同様に当該同僚の氏名についても被保険者名簿において確認できない上、当時、申立人と一緒に勤務していた複数の者は、「昭和 31 年ごろは、会社は倒産寸前で給与の遅配もあった。」と証言しており、申立期間当時、当該事業所の経営状態は厳しく、当該事業所では、そのころに入社した従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 21 日まで

申立期間については、脱退手当金が支払われているとのことであるが、私自身、脱退手当金の手続を行ったことはない。昭和 20 年 8 月 9 日の原爆投下の惨状下、生き延びるのさえ困難な状況の中で、工場跡の被災者の遺体の運搬などをさせられ、同年 8 月 20 日に、ようやく、A 島にわたる漁船を見つけ、B 島の C 地区を経て、歩いて D 町に帰った。同年 8 月 20 日以降、会社から生存確認の問い合わせや調査も無く、同年 8 月分の給与の支払いも無い。脱退手当金を受けとったというのには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時、E 社 F 事業所の厚生年金保険被保険者の多くに、脱退手当金が支給されたとする記録が確認できる上、申立人の脱退手当金が支給されたとする日やその前後においても、複数の被保険者に脱退手当金が支給されたとする記録が確認でき、申立人が勤務していた当該事業所の事業を継承した E 社 G 事業所は、当時の資料は残っていないとしているものの、当該事業所が脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていた可能性がうかがわれる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、オンライン記録どおりに脱退手当金が支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な

点は認められず、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 13 日から 44 年 2 月 11 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の期間を確認したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされていた。その記録は「B」という姓のものであるが、私の姓は「C」であり、「B」を名乗った覚えは無いし、当該事業所を退社後の45年1月には、夫の転職でD県からE県へ転居しており、退社して1年2か月後に脱退手当金を支給された記録になっているのはおかしい。脱退手当金を受け取った覚えもないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
②昭和 34 年 1 月 15 日から 35 年 10 月 1 日まで

申立期間については、厚生年金保険に加入していない期間となっているが、申立期間①については、叔父宅からA社に通勤し、叔父も一緒に勤務していた。申立期間②についても、別の伯父宅からB社に通勤し、従兄弟（伯父の三男）と一緒に勤務していた。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言等により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた同僚は、申立人と同期入社であること、及び自分と申立人を含めて同期が8人いたことを証言しているが、被保険者名簿において、当該8人のうち、申立人を含む4人の氏名は確認できない上、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は、「当時、経理を担当していた妻は既に死亡しており、当時の状況は分からない。」としており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を

うかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が一緒に勤務していたとする従兄弟が申立期間②より前の期間においてC社の被保険者であったことが確認できることなどから、申立人が当該期間において勤務していたと主張する事業所は当該事業所であったものと推認できるが、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所は、昭和 33 年 6 月 1 日に全喪しており、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿においても、事業所としての登記の記録が特定できず、当時の事業主等の所在は不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 10 月 30 日から 32 年 7 月まで
②昭和 32 年 8 月から 33 年 5 月まで
③昭和 33 年 5 月から 34 年 4 月 1 日まで
④昭和 34 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間①はA社でB船舶に、申立期間②はC社でD船舶に、申立期間③はA社でE船舶に、申立期間④はF社でG船舶に乗船していたが、船員保険被保険者期間となっていない。

いずれの期間においても、乗船していたことは間違いないので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①及び③について、社会保険庁が保管しているA社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、当該事業所は、既に全喪し、当時の事業主及び役員についても死亡又は所在不明であるとともに、当該期間当時、当該事業所に船員として勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険庁が保管しているC社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、当該事業所は、既に全喪し、当時の事業主は死亡しているとともに、当時の同僚や、当該期間当時、当該事業所に船員として勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が当時の同僚として記憶している2人のうち1人（故人）は、当該期間において、当該事業所とは別事業所であるH社の船員保険被保険者となっていたことが確認できるが、同庁のオンライン記録及びH社に係る船員保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の氏名は確認できない。

申立期間④について、社会保険庁が保管しているF社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない。

また、当該事業所は、「当時の資料が無いため、申立てどおりの社会保険事務所への届出及び保険料納付の有無については不明である。」としている上、申立期間④当時、当該事業所に船員として勤務していた者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立人と同時期に当該事業所の船舶に乗船及び下船した同僚を覚えているとしているが、当該同僚は死亡している上、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を見ても、当該同僚の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 7 月から 39 年 6 月 1 日まで
②昭和 39 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

平成 19 年 6 月 27 日に、A 社（社会保険の記録上、昭和 36 年 12 月 27 日に「B 社 C 事業所」に名称変更されている。）及び B 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会したが、いずれの事業所についても被保険者記録が確認できないとの回答をもらった。昭和 37 年 7 月からずっと同じ会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間については記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②において B 社（社会保険の記録上、昭和 39 年 5 月までは営業所ごとに適用を受けていたが、各営業所は同年 6 月 1 日に全喪し、同日から「B 社」として新規に適用を受けている。）に勤務していたことは推認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間①について、社会保険庁が保管している B 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、当該期間及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無い上、申立期間②について、B 社に係る被保険者原票において、被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、B 社 C 事業所及び B 社のいずれの被保険者原票においても、申

立人が自分の後任として勤務していたとする者の氏名は確認できない。

加えて、B社C事業所及びB社は、いずれも、既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、当時の同僚からも、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 15 日から 37 年 8 月 25 日まで

私は、高校卒業後、叔父の経営するA社に就職した。社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 37 年 8 月 25 日となっているが、35 年 3 月から勤務していたことは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者の証言等により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している上、社会保険庁が保管している厚生年金保険番号払出簿を見ても、申立人の記号番号が、被保険者資格取得日の翌月の昭和 37 年 9 月 8 日に払い出されていることが確認でき、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、申立てどおりの資格取得に関する届出及び厚生年金保険料の控除の有無について、「当時の担当者は死亡しており、当時の資料等が無く不明である。」としている上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者のうち、2人については、いずれも本人が当該事業所に入社したとする日からしばらく経って当該事業所に係る被保険者資格を

取得していることが確認でき、このうち1人については、入社したとする日から1年9か月後に初めて被保険者資格を取得しており、当事業所では、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。